

令和4年

飯盛靈園組合議会3月定例会会議録

開会 令和4年3月28日

閉会 同日

飯盛靈園組合

飯盛霊園組合議会定例会（令和4年3月）会議録

○ 令和4年3月28日 飯盛霊園組合事務所2階会議室において開催する。

○ 出席議員次のとおり

1 番 議員 坂 元 正 幸 2 番 議員 嶋 田 英 史

3 番 議員 松 本 満 義 4 番 議員 江 端 将 哲

5 番 議員 小 原 達 朗 6 番 議員 藤 本 美 佐 子
副議長

7 番 議員 大 西 康 弘 8 番 議員 池 田 美 佐 子

9 番 議員 吉 水 志 晴 10 番 議員 東 健 太 郎

11 番 議員 石 垣 直 紀

○ 欠席議員次のとおり

12 番 議員 中 河 昭

○ 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

管理者 東 修 平

○ 議案説明のための出席者次のとおり

副管理者 守口市長 西端 勝樹 副管理者 門真市長 宮本 一孝

副管理者 大東市長 東坂 浩一 事務局長 藤岡 靖幸

次長 砂原 弘佳 総務課長 奥林 学

管理課長 森井 規仁

○ 事務局出席者次のとおり

総務課長補佐 植村 静香 総務課長補佐 中川 誉士

管理課 福島 海斗

○ 議事日程次のとおり

日程第1		会期について
日程第2	議案第1号	飯盛霊園条例に基づく維持費に係る債権の放棄について
日程第3	議案第2号	飯盛霊園組合事務分掌条例の一部を改正する条例案
日程第4	議案第3号	令和3年度飯盛霊園組合一般会計補正予算（第2号）
日程第5	議案第4号	令和3年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計補正予算（第1号）
日程第6	議案第5号	令和4年度飯盛霊園組合一般会計予算
日程第7	議案第6号	令和4年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計予算
日程第8	選任同意第1号	監査委員の選任について
日程第9	選任同意第2号	公平委員会委員の選任について
日程第10		一般質問

○ 本日の議会次第記録者次のとおり

総務課長補佐 植村 静香

○藤本美佐子議長 これより令和4年3月定例会を開会いたします。

開会に当たりまして、私から一言、御挨拶を申し上げます。本日ここに招集されました定例会を開会いたしましたところ、議員各位には公私何かと御多忙中にもかかわらず、多数の御出席を賜りましたことを厚く御礼申し上げます、簡単ではございますが開会の御挨拶にかえさせていただきます。

次に、管理者から挨拶を受けることといたします。

○東修平管理者 議長。

○藤本美佐子議長 管理者。

○東修平管理者 開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本日ここに令和4年3月定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては御多忙中にもかかわらず多数の御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会では、令和4年度の当初予算などの御審議等をお願いすることとなっております。よろしく御可決を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○藤本美佐子議長 これより本日の会議を開きます。時に午後2時1分

本日、欠席の議員は中河議員1名であります。

現在、出席議員数は11名であります。定足数は超えておりますので会議は成立いたします。

この際、本日の会議録署名議員は、5番、小原達朗議員、10番、東健太郎議員にお願い申し上げます。

日程に先立ち報告を行います。

監査委員から令和3年度定期監査の結果及び令和4年1月から3月実施分の例月出納検査の結果の報告について、それぞれ書類報告がなされております。以上で報告事項を終わります。

お諮りいたします。

議事日程につきましては御手元に配布いたしました日程のとおりにいたしたいと思っておりますが、これに異議ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤本美佐子議長 異議なしと認めます。よって、日程第1、会期についてから日程第9、公平委員会委員の選任についてまでを付議すべきことといたします。

これより日程に入ります。

日程第1、会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日といたしたいと存じますが、これに異議ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤本美佐子議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

次に日程第2、議案第1号、飯盛霊園条例に基づく維持費に係る債権の放棄についてを議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○藤岡靖幸事務局長 議長。

○藤本美佐子議長 事務局長。

○藤岡靖幸事務局長 それでは、議案第1号、飯盛霊園条例に基づく維持費に係る債権の放棄について御説明を申し上げます。

付議事件の1ページをご覧ください。

本議案につきましては、飯盛霊園条例に基づく維持費に係る債権を放棄するに当たり、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

放棄しようとする債権につきましては、付議事件の2ページ目に記載のとおり墓所使用者5名分で、平成14年度から令和2年度分までの滞納維持費75万4,260円でございます。これらの方は使用者が死亡されるなど祭祀の継承手続きを行う中で維持費を滞納されていたもので、祭祀を継承する人がいない又は祭祀を継承すべき人が高齢や病気のために維持が困難であるなどの理由から、現在使用している墓所の返還と墓所の返還に伴い発生する墓所使用料の還付請求権の放棄を条件に、滞納維持費の請求権を放棄しようとするものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが議案第1号の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○藤本美佐子議長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤本美佐子議長 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤本美佐子議長 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤本美佐子議長 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に日程第3、議案第2号、飯盛霊園組合事務分掌条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます

○藤岡靖幸事務局長 議長。

○藤本美佐子議長 事務局。

○藤岡靖幸事務局長 それでは、議案第2号、飯盛霊園組合事務分掌条例の一部を改正する条例案について御説明いたしますので、付議事件の4ページをご覧ください。

本条例案は、斎場施設等において、高齢化社会に伴う火葬件数の増加に加え、施設の老朽化等に対応するため新たな施設の建て替えを進めていく必要があります。今後の業務増加に対応した体制整備を図るため、本条例において事務分掌条例の一部を改正し、現在の総務課、管理課に加え新たに施設課を設置しようとするものでございます。

対象となる業務につきましては、第1条に規定しております管理課の業務のうち、4号から6号までを新たに設置する施設課に移管するとともに、施設再生等の計画に関することについての事務を加えるものでございます。

この条例の施行期日につきましては、附則に規定しておりますとおり令和4年4月1日とするものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、議案第2号、飯盛霊園組合事務分掌条例の一部を改正する条例案の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○藤本美佐子議長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 藤本美佐子議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 藤本美佐子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。
これより議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議はございません
でしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 藤本美佐子議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に日程第4、議案第3号、令和3年度飯盛霊園組合一般会計補正予算第2号並びに日程第5、
議案第4号、令和3年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計第1号を一括議題といたします。
議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

- 藤岡靖幸事務局長 議長。

- 藤本美佐子議長 事務局長。

- 藤岡靖幸事務局長 それでは、議案第3号、令和3年度飯盛霊園組合一般会計補正予算第2号及
び議案第4号、令和3年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計補正予算第1号について御説明いたし
ます。始めに令和3年度飯盛霊園組合一般会計補正予算第2号について御説明いたしますので、
付議事件の5ページをお開きください。

第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ756万2,000円追加し、歳入歳出予算の
総額を歳入歳出それぞれ3億3,706万8,000円と定めようとするものでございます。

次に、補正の内容について御説明いたしますので8ページ、9ページをお開き下さい。

まずは、9ページの歳出の方から御説明いたします。

1款、1項、1目組合議会費の8節旅費、13節使用料及び賃借料につきましては、新型コロナ
ウィルス感染症の拡大防止のため視察が中止となったことに伴い、不用となった金額の減額補正
を行おうとするものでございます。

次に2款、1項、1目一般管理費のうち、8節旅費につきましても新型コロナウイルス感染症
の拡大防止のため職員研修が中止となったことに伴い、不用となった金額の減額補正を行おうと
するものでございます。

次に同目18節の負担金、補助及び交付金につきましても、新型コロナウイルス感染症の拡大防
止のため地元開催野菜市が中止となったことに伴い、不用となった金額の減額補正を行おうとす
るものでございます。

次に同目24節の積立金につきましては、決算見込みにより斎場整備基金積立金を950万円増額
しようとするものでございます。

次に、2款、1項、2目の公平委員会費及び10ページの2款、2項、1目の監査委員費につ
きましても、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため会議や研修等が中止となったことに伴い、
不用となった金額の減額補正を行おうとするものでございます。

次に、歳入について御説明をいたしますので8ページにお戻りください。

2款、1項、1目の斎場使用料につきましては、火葬件数の増加に伴い火葬炉使用料の増収が
見込まれることから756万2,000円を増額しようとするものでございます。

続きまして、11ページをお開きください。

議案第4号、令和3年度 飯盛霊園組合霊園事業特別会計補正予算第1号について御説明いた

します。

第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,152万5,000円追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億786万4,000円と定めようとするものでございます。

第2条では、繰越明許費の補正を定めるものでございます。

次に13ページをご覧ください。

第2表繰越明許費補正につきましては、少量危険物取扱所設置工事において今年度中の工事完了を目指しておりましたが、コロナ禍の中、工事に必要となる電子部品の半導体が工期内に入荷困難となったため工期を延期するものでございます。

次に16ページ、17ページをお開き下さい。

まず、17ページの歳出から御説明いたします。

1款、1項、1目の一般管理費のうち、24節、積立金につきましては、決算見込みにより霊園整備基金積立金を5,152万5,000円増額しようとするものでございます。

次に、16ページの歳入ですが、1款、1項、1目の霊園使用料につきまして、本年度中の虹の丘使用料の増収により5,152万5,000円の増額補正を行うものでございます。

以上、議案第3号、令和3年度飯盛霊園組一般会計補正予算第2号及び議案第4号、令和3年度飯盛霊園組霊園事業特別会計補正予算第1号についての説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○藤本美佐子議長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤本美佐子議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤本美佐子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第3号及び議案第4号を併せて採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤本美佐子議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に日程第6、議案第5号、令和4年度飯盛霊園組一般会計予算並びに日程第7、議案第6号、令和4年度飯盛霊園組霊園事業特別会計予算を一括議題といたします。議案の朗読を省略し直ちに説明を求めます。

○藤岡靖幸事務局長 議長。

○藤本美佐子議長 事務局長。

○藤岡靖幸事務局長 それでは、議案第5号、令和4年度飯盛霊園組一般会計予算及び議案第6号、令和4年度飯盛霊園組霊園事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

始めに議案第5号、令和4年度飯盛霊園組一般会計予算から御説明を申し上げますので、付議事件の23ページをお開き下さい。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ3億8,401万7,000円と定めるもので、その内訳につきましては、24ページ、25ページの第1表、歳入歳出予算にお示ししておりますとおり定めるものでございます。予算総額は、前年度当初予算に比べ6,196万3,000円の増でございます。

次に26ページをご覧ください。

第2表継続費につきましては、飯盛斎場崖面崩壊対策事業について総額1億3,611万6,000円としており、期間としましては令和4年度、5年度の2か年にわたり実施することとしてございます。

次に27ページをご覧ください。

第3表地方債につきましては、先ほどの飯盛斎場崖面崩壊対策事業を国の緊急自然災害防止対策事業債を活用することとしておりまして、葬斎債を令和4年度分の限度額6,860万円としてございます。

それでは、次に、歳出の詳細について御説明を申し上げますので、ここで別冊の予算に関する説明書8ページをお開きください。

1款、議会費は312万4,000円で対前年度同額でございます。

次に2款、1項、1目、一般管理費は9,502万5,000円で、前年度に比べ1,459万1,000円の増でございます。これは、今後、斎場の建て替え等に伴う事務の増加に対応するため、関係市からの派遣職員及び任期付短時間職員を増員することに伴い、人件費が増加することなどによるもので、2節の給料から9ページの4節、共済費までは一般職員及び任期付短時間勤務職員を含めた人件費となっております。

次に10ページの18節、負担金、補助及び交付金は116万6,000円で、主なものとして今後、組合と地域で協働して環境保全や地域活性化を図るために協議会として活動を行うため、負担金として計上してございます。

24節の積立金につきましては、斎場整備基金への積立金で、前年度当初予算と同額の50万円を計上しております。

次に12ページをご覧ください。

3款、1項、1目、斎場運営費は2億2,313万2,000円で、前年度に比べ4,736万6,000円の増でございます。これは委託料として新たに斎場を建て替えるに当たり斎場建設計画を策定する必要があり、その業務委託に1,994万3,000円としていることや、13ページ、14節工事請負費として、今年度調査いたしました斎場崖地の劣化等による崖面改修工事を6,860万3,000円としているためでございます。なお、この崖面改修工事につきましては、先ほど御説明いたしました令和4年度、5年度の2か年にわたる工事としてございます。

次に14ページをご覧ください。

5款、1項の公債費は、現在の斎場建設に当たり特別会計から借り入れた資金の元利償還でございます。借入金の償還完了予定年度は令和5年度末となっており、元金につきましては6,047万6,000円で前年に比べ21万7,000円の増、利子につきましては38万2,000円で、前年に比べ21万6,000円の減となっております。

次に6款、1項、予備費100万円は前年度と同額でございます。

以上が歳出でございます。

次に歳入について御説明いたしますので5ページにお戻りください。

1款、1項、1目、飯盛霊園組合分担金は8,333万9,000円で、前年度と比べ2,233万9,000円の増となっております。

次に2款、1項、1目、斎場使用料は1億8,675万7,000円としており、前年度当初予算に比べ4,839万8,000円の減でございます。これは、今年4月から奈良市において新斎場がオープンすることにより、これまで飯盛斎場で受入れていた奈良市や周辺市からの火葬件数の減少を見込んだことによるものでございます。

次に、2項、1目、斎場手数料につきましては、先の12月議会において御可決いただきました証明書発行手数料を令和4年度から見込んでいるため、9万2,000円皆増としております。

次に6ページ、3款、1項、1目、物品売払収入の400万円は、残骨灰の分別処理から得られた有価物の売払収入を見込んでおります。

次に5款、1項、1目、斎場整備基金繰入金は歳出で計上しております建て替えに伴う斎場建設計画策定業務委託に使用するため、基金から1,994万3,000円を繰り入れることとしています。

次に6款、1項、1目、繰越金は2,020万円で、前年度に比べ250万円の減としており、繰越見込額は令和4年1月末現在の決算見込みに基づき計上しています。

次に7ページ8款、1項、1目、葬斎債は6,860万円で、先ほど御説明いたしました飯盛斎場崖面崩壊対策事業債の令和4年度分に当たるものでございます。

以上、議案第5号、令和4年度 飯盛霊園組合一般会計予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第6号、令和4年度飯盛霊園組合霊園事業特別会計予算について御説明をいたしますので付議事件の31ページをご覧ください。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ5億7,287万8,000円と定め、その内訳につきましては、32ページ、33ページの第1表、歳入歳出予算にお示ししておりますとお定めのものでございます。

予算総額は、前年度当初予算に比べ1,653万9,000円の増でございます。

それでは、歳出から内容の御説明をいたしますので、再度、別冊の予算に関する説明書の28ページをお開きください。

始めに1款、1項、1目、一般管理費は、霊園の管理運営に要する事務経費など3億2,398万1,000円で、前年度当初予算に比べ4,875万3,000円の減でございます。

その中の1節の報酬につきましては、会計年度任用職員3名分の報酬504万9,000円を計上するものでございます。

次に2節、給料から4節の共済費までの人件費につきましては、職員8名分の人件費でございます。

次に29ページの10節、需用費は1,490万4,000円で、燃料の高騰やコロナ対応として事務所を分散配置したことに伴い電気代が増額した影響などにより、前年度に比べ285万4,000円の増となっております。

次に12節、委託料は1,456万4,000円で、前年度に比べ3,881万2,000円の減でございます。主な要因といたしましては、霊園管理システム及び合葬墓管理システム再構築業務において、入替えが令和3年度で終了し、今後は保守を残すのみとなったことなどによるものです。

次に30ページをご覧ください。

13節の使用料及び賃借料は1,410万7,000円で、前年度に比べ38万6,000円の増でございます。これは、墓所等の利用者の利便性向上を図るため、臨時バスの園内循環を令和4年度において1社から2社に増やすことによるものです。

次に22節、償還金利子及び割引料は3,100万円で、前年度に比べ940万円の増となっております。これは、今後の墓所返還の増加を見込んだものでございます。

次に24節、積立金は1億6,650万5,000円で、前年度に比べ3,557万円の減でございます。積立金は霊園整備基金条例第2条により、長期分納維持費として収納した金額以上を基金に積み立てることとなっており、歳入予算に計上している長期分納維持費が減少していることに伴い、積立金も減となっているものでございます。

次に31ページをご覧ください。

2款、1項、1目、運営費は1億2,294万7,000円で、前年度予算に比べ3,871万3,000円の減でございます。これは、委託料、工事請負費等が大幅に減少したことによるものでございます。

その中の12節の委託料は5,419万円で、前年度に比べ601万5,000円の減となっております。

次に32ページをご覧ください。

14節、工事請負費は5,756万8,000円で、前年度に比べ3,071万1,000円の減でございます。主な要因といたしましては、3年度実施の大規模な園内イノシシ柵の設置工事や虹の丘の法面土留補修工事が一定終了するなど、4年度は大規模な工事請負が少ないためでございます。

次に2項、1目の建設費は1億2,494万9,000円で、前年度に比べ1億400万5,000円の増でございます。その中の12節、委託料は9,493万円となっており、主な事業といたしましては今後老朽化が進む霊園内の施設や植栽等を再整備していくに当たり、霊園内の敷地の測量や図面作成、長期修繕計画や植栽等再生計画を作成する必要があることから、その業務委託等を見込んでいます。

次に33ページをご覧ください。

14節、工事請負費は3,001万9,000円で3年度に実施設計した墓所の13区3列の整備工事を行うものでございます。

次に4款、1項、1目の予備費100万円は前年度と同額でございます。

それでは、次に歳入について御説明いたしますので25ページにお戻りください。

1款、1項、1目の霊園使用料は2億2,693万3,000円で、前年度当初予算に比べ2,628万円の減でございます。その中の1節の霊地使用料は1億2,319万2,000円で、前年度当初予算に比べ1,616万3,000円の増でございます。これは虹の丘の新規使用契約件数の増を見込んだことによるものでございます。

次に2節の霊園維持費は1億374万1,000円で、前年度当初予算に比べ4,244万3,000円の減でございます。これは維持費の納入周期によるもので、長期、短期ともに該当者が減となったことなどによるものでございます。

次に2款、1項、1目、利子及び配当金は霊園整備基金運用利子として2,413万3,000円で、前年度に比べ167万6,000円の減となっております。

次に26ページをご覧ください。

4款、1項、1目、繰入金1億7,715万7,000円は、霊園整備基金から維持管理等に充当する金額で、前年度に比べ1,075万3,000円の増となるものでございます。

次に5款、1項、1目、繰越金7,213万8,000円は、令和4年1月末現在の決算見込みに基づき計上してございます。

次に27ページの、6款、2項、1目、一般会計貸付金元利収入は、6,085万8,000円で前年度から1,000円の増となっております。これは、先ほど一般会計におきまして御説明いたしました現在の斎場建設に当たり一般会計に貸し付けた資金の元利償還でございます。

次に3項、1目、雑入は931万4,000円で、前年度に比べ24万7,000円の減でございます。

以上、議案第5号、令和4年度飯盛霊園組一般会計予算及び議案第6号、令和4年度飯盛霊園組霊園事業特別会計予算の内容説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○藤本美佐子議長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤本美佐子議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤本美佐子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第5号及び議案第6号を併せて採決いたします。本案を原案のとおり決することに異議ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤本美佐子議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に移ります。日程第8、選任同意第1号、監査委員の選任についてを議題といたします。議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○東修平管理者 議長。

○藤本美佐子議長 管理者。

○東修平管理者 選任同意第1号についての提案理由を申し上げます。

監査委員の乗本良一氏の任期が来る3月31日をもって満了いたしますことから、その後任につきまして種々慎重に検討いたしました結果、新たに津地善勝氏を選任いたしたく御提案申し上げます。

津地氏にはこれまでの実績と経験を生かし、御尽力いただけるものと期待いたしているところでございます。

何とぞよろしく議会の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○藤本美佐子議長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤本美佐子議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤本美佐子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより選任同意第1号を採決いたします。本件はこれを同意することに異議ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤本美佐子議長 異議なしと認めます。よって、本件はこれを同意することに決しました。

次に移ります。日程第9、選任同意第2号、公平委員会委員の選任についてを議題といたします。議題の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

○東修平管理者 議長。

○藤本美佐子議長 管理者。

○東修平管理者 選任同意第2号についての提案理由を申し上げます。

公平委員会委員の山本敏秀氏の任期が、来る3月31日をもって満了いたしますことから、その後任につきまして種々慎重に検討いたしました結果、新たに川村常雄氏を選任いたしたく御提案申し上げます。

川村氏にはこれまでの実績と経験を生かし、御尽力いただけるものと期待いたしているところでございます。

何とぞよろしく議会の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○藤本美佐子議長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤本美佐子議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤本美佐子議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより選任同意第2号を採決いたします。本件はこれを同意することに異議はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤本美佐子議長 異議なしと認めます。よって、本件はこれを同意することに決しました。

これより一般質問に入ります。

通告に従い、嶋田議員からこれを受けることにいたします。

○嶋田英史議員 議長。

○藤本美佐子議長 嶋田議員。

○嶋田英史議員 それでは通告に従いまして、質問に入らせていただきます。

霊園の整備についてでございます。本霊園の墓地につきましては、第1区から第13区まで順次拡張し、現在では2万2,000区画が整備され、これまで市民には安定的に墓地を提供できるよう運営してまいりました。しかしながら、本霊園は昭和40年代の造成工事から約50年以上が経過し、経年劣化が進んでおり修繕を要するようになっているほか、今後予想される大地震への対応、またバリアフリーの対応等、時代の要請にあった施設改修を行う必要があることは承知しております。そして近年は少子高齢化や核家族化の更なる進行に加え、社会情勢の変化や市民の墓地に対する考え方の変化を始めとする価値観やライフスタイルの多様化等にも対応する必要性が生じております。

そこでお伺いをいたします。今後中長期的な霊園整備計画策定に向けた準備を進めていくことになろうかと思いますが、並行して社会状況が刻々と変化する現代において、時代に合ったより柔軟な対応を行い持続可能な本霊園の運営のため、市民意識や墓所需要の変化に応えるべく、新たな埋蔵形態、利用方法として樹木葬の整備に向けた計画を先行して検討されてみてはいかがでしょうか。新たな整備には用地、費用の問題や、また周辺の住民感情などを考慮し、更なる将来を見据えた墓所整備として進めてみてはいかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

○藤岡靖幸事務局長 議長。

○藤本美佐子議長 事務局長。

○藤岡靖幸事務局長 樹木葬の先行した検討及び将来を見据えた墓所の整備についてお答えをいたします。現在少子化や核家族化の進展等により墓じまいと言われる墓所の返還が進んでいる一方で、合葬墓や自然志向の高まりなどによる樹木葬など新たな形態の墓所に対するニーズが高まっている状況でございます。

特に樹木葬については、窓口で市民から要望される声をお聞かせいただくことも多くあることから、令和3年度におきましては、樹木葬墓地を含めた新たな墓所ニーズにお応えするため、新墓所形態についての検討を進めてまいりました。

ただ、一方で飯盛霊園は当初の墓所の造成から50年以上が経過してきていることから、桜などの植栽、シンボルゾーンや日本庭園、公園部分などを始め、全体的に老朽化が進んできているため、今後はそれらの改修についても計画的に進めていく必要があると考えてございます。

これらのことから、今後は樹木葬などの新墓所形態の導入と施設全体の改修を併せて行っていく必要があると考えており、まずは現況を把握したうえで、霊園全体の整備計画を策定していくこととしてございます。その中で、議員の御指摘がありました持続可能な本霊園の運営のためにも、

樹木葬などの新墓所形態の導入につきましては、優先順位を高めるなど早期に着手できるように、検討を進めてまいりたいと考えてございます。また、霊園部分の新たな整備におきましては、旧来の枠組みにとらわれることなく、周辺の住民や4市の関係市民が訪れたい場所として身近に感じていただけるような魅力的な場所となるよう、先進事例等の調査研究を踏まえ検討を進めてまいります。

○**嶋田英史議員** 議長。

○**藤本美佐子議長** 嶋田議員。

○**嶋田英史議員** 御答弁ありがとうございます。墓所は故人を弔う場としてですね、個々に管理するものと思われてきましたが、先ほども申しましたとおり高齢化や核家族化など墓所の在り方、また管理の大きさを軽減するということが注目されております。霊園の未来を考えるに当たりましては、社会情勢の変化にも目を向けながら施設や墓所整備を進めていただきたいと思います、このように思いますので、よろしく願いいたします。意見でございます。以上を持ちまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○**藤本美佐子議長** それでは、嶋田議員の質問を終わります。

本日、通告を受けていた一般質問は嶋田議員1名でございます。

以上をもちまして、本定例会に付議した案件はすべて議了いたしました。

それでは、閉会に際し管理者から御挨拶を受けることといたします。

○**東修平管理者** 議長。

○**藤本美佐子議長** 管理者。

○**東修平管理者** 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日の定例会を招集申し上げ、諸議案の御審議をお願いいたしましたところ、いずれも御可決御同意を賜り厚く御礼を申し上げます。

今後とも御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます、誠に簡単ではございますが閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○**藤本美佐子議長** 続きまして閉会に当たりまして、私からも御挨拶を申し上げます。

本定例会におきまして、終始、慎重なる御審議をいただきましたことに対しまして、敬意と感謝の意を申し上げる次第でございます。最後に皆様方におかれましては、より一層の御自愛と御健勝を祈念いたしまして簡単ではございますが閉会の御挨拶とさせていただきます。それでは、本定例会はこれをもって閉会いたします。どうもお疲れ様でございました。時に午後2時36分